

(一頁よりつづく)

三月 八日 横戸
三月 十日 瀨藤 水沢
三月 十一日 大原、番屋
三月 十二日 茨島、称名
三月 十三日 今井
三月 十四日 国見、大曾根甲、南

会場は各日とも農業会館で毎日午前八時三十分より午後五時まで申告を受けつけております。会場はかなり混雑いたします。

◎申告の際は次のものを持参して下さい

①印鑑 ②申告書 ③生命保険料、損害保険料の受領書 ④国民年金カード ⑤臨時雇を多く頼んだ場合、受領書及び明確なる農業日誌等 ⑥その他申告に必要な書類類 ⑦申告をいたしましたというの諸控除が受けられませんで必ず申告して下さい

項目	適用方法	所得金額
肉牛	肉牛1頭当り	39,000円
	仔牛	販売1頭当り60,000円
肉豚	10頭以下1頭当り	700円
	10頭超1頭当り	400円
仔豚	販売1頭当り	700円
	1年2産 一産当り	6,400円
養鶏	飼育10羽当り	1,000羽以下2,000円
		1,000羽超実調
乳牛	①収入金額の判明する場合 (収入金) + $\frac{[(180kg + 220kg) \times 販売牛の平均単価] \times 60.2\%}{所得金額}$ - 61,729円 =	
	②販売乳量の判明する場合 (収入金が不明で)	
	$\frac{[(販売乳量 + 180kg + 220kg) \times 43円] \times 60.2\%}{所得金額}$ - 61,729円 = 所得	
乳仔	販売1頭当り	オス△3,700円 メス 14,000円
	特別分配金	昭和42年中に支払の確定したもの
製	販売100kg当	1,000円

固定資産課税台帳の縦覧について

農家の財産は、……とある農家の御主人に聞いてみた。即座に「田圃」といふ答が返ってきた。それでは貴方の田圃の面積はと重ねて聞く、「一町……四……五反だろ、共済組合へ行くとはつきりするんだが」といふ、いとも頼りない答。皆さんは何如です。かり役場では固定資産課税台帳を左記により縦覧に供します。

- 一、縦覧期間 自昭和四十三年三月一日 至昭和四十三年三月二十日
- 一、縦覧の場所 鴻巣村役場

簡略になつた青色申告

青色申告は正しい記帳をするこゝとによっていろいろの特典があり、実質的に税金が安くなります。昭和四十三年分からは記帳も今までより簡略になり記帳の経験のない方も容易に記帳することができ、ますますの進んで青色申告をして下さい。

初めて青色申告をされる方は三月十五日まで所轄税務署へ「青色申告承認申請書」を提出して下さい。昭和四十三年分からの改正点は左の通りであります。

一、青色専従者の完全給与制の廃止

鴻巣村議会議員一般選挙についてのお知らせ

のお知らせ

現在の鴻巣村議会議員は、来る三月三十日で任期満了になります。これにともなつて、鴻巣村議会議員一般選挙が行なわれます。

この選挙執行について鴻巣村選挙管理委員会では、左記のように決定し準備に入りました。

記

選挙の種別 鴻巣村議会議員一般選挙

選挙すべき議員の定数 一十二名

選挙の投票日 昭和四十三年三月二十三日

告示年月日 昭和四十三年三月十六日

(立候補の届出等は告示の日から四日間)

掛仕入が実際に入金になつたり支払つたときに売上又は仕入として計算することになります。この特例は次の要件に該当する小規模事業者の事業所得や不動産所得について適用されます。

(1) 事業所得や不動産所得を生ずる事業を営む人

(2) その年の前々々年の事業所得と不動産所得(青色専従者給与又は白色専従者控除額を必要経費に算入する前の金額)との合計額が七〇万円以下の人

(3) この特例の適用をうけようとする年の三月十五日までに税務署へこの旨の届出書を提出している人 (巻務務署)

昭和四十三年分以降の専従給与額は今まででありました必要経費算入限度額が廃止され給与が適正なものであれば必要経費に算入されます。

それと同時に「青色専従者給与に関する届出書」を提出いたしました。

二、現金主義による所得計算の特例

例 その年において実際に収入した金額又は支払った金額を基にして所得を計算する方法で掛売や

鴻巣村選挙管理委員会

この選挙の有権者 今回の村議会議員選挙の有権者は、昭和四十二年九月三十日現在で、永久選挙人名簿に登録されている者のうち、ただし選挙当日までに、
○村外に住所を移した者

○死亡した者
○そのほか選挙権を有しなくなった者。(失権者)
これ等の人達を除いたもので、これに於て、昨年の九月二日に降満二十才になつた者や、他の市町村から転入した者は、すでに名簿登録の申出をしてあつても、今回は選挙権がありません。昭和四十二年九月三十日現在の各投票区ごとの登録者数は、別表のようになっております。

投票区名	部落名	登録者数
第1投票区	番屋、茨島、称名	607
第2投票区	大原	291
第3投票区	今国、曾根甲、井見、大南	549
第4投票区	水沢、新田、戸受、遠藤、横八郎	1,347
第5投票区	井随	457
第6投票区	島方	442
第7投票区	五之上	412
計		4,105